

令和2年6月定例教育委員会
議案説明資料

報告 2件

議案 4件

計 6件

番号	報告第11号	担当	教育総務部教育総務課 学校給食課 学校教育推進課 福祉部子ども未来室		
議案名	令和2年度松原市一般会計補正予算（第2号）について				
説明	令和2年度松原市一般会計補正予算（第2号）について、令和2年5月27日に専決処分されたパソコン端末購入予算、エアコン設置関連予算、幼稚園の感染予防における追加予算、感染予防における補助金の追加予算及び学校給食費無償化に伴う補助金の追加予算について松原市議会へ報告し、承認を得るために教育委員会に報告します。				
	担当課	予算科目・事業名	補正額	左の財源内訳	内容
	教育総務課	8教1教3教	10需 42,857	千円 千円 国 333,321	教育 ICT 環境の充実に向けた児童生徒1人1台端末の整備等に係る経費の補正
		学校ICT機器等整備事業	12委 140,845	一財 311,981	
			17備 461,600		
		8教2小1学	17備 61,500	市債 46,100	各小学校空調機購入費の追加
		各小学校空調機設置事業		一財 15,400	
		8教3中1学	17備 28,500	市債 21,300	各中学校空調機購入費の追加
	各中学校空調機設置事業		一財 7,200		
	子ども未来室	8教4幼1幼	10需 145	一財 145	感染予防における非接触赤外線放射線式温度計購入費
		幼稚園運営管理事業			
	教育推進課	8教6保1保	7報 2,970	一財 7,500	感染予防に伴う補正
学校保健体育関係事業		10需 4,530			
学校給食課	8教6保3学	18負 163,306	一財 163,306	学校給食費無償化に伴う補助金の追加	
	学校給食業務事業				
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。				

番号	報告第12号	担当	市民協働部いきがい学習課
議案名	松原市社会教育委員の委嘱及び任命について		
説明	<p>松原市社会教育委員条例第2条第2項に基づき、松原市社会教育委員の委嘱及び任命について、教育長専決にて、委嘱及び任命を行ったのでこれを報告するもの。</p>		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

松原市社会教育委員 委員名簿

任期:令和4年5月31日まで

番	氏 名	役職または所属	選任区分	備 考
1	<u>やまもり</u> あつし 山森 篤	松原市立松原小学校 校長	学校教育関係者	
2	たなか しげる 田中 繁	松原市立松原中学校 校長		
3	しげふじ かつみ <u>重藤 克己</u>	松原市PTA協議会 会長	社会教育関係者	
4	あずま ひろあき 東 宏晃	松原市青少年指導員協議会 会長		
5	もりもと よしゆき <u>森本 義行</u>	松原市こども会育成連絡協議会 会長		
6	すなやま まさえ <u>砂山 雅江</u>	松原子どもと本の会 会長		
7	にしだ たかし ◎西田 孝司	松原市文化財保護審議会委員	学識経験者	
8	さくらい やすひさ 櫻井 靖久	阪南大学経済学部准教授		
9	うらの みちこ ○浦野 迪子	松原市内保育園 理事長	家庭教育の向上に 資する活動を行う者	
10	いわさき さいこ 岩崎 才子	公民館利用代表者		

※◎・・・委員長 ○・・・副委員長

※下線部が新たに委嘱する委員

改正

平成14年3月29日条例第14号

松原市社会教育委員条例

松原市社会教育委員の定数等に関する条例（昭和30年条例第37号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 本市に社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条に規定する社会教育委員（以下「委員」という。）を設置する。

（委員）

第2条 委員は、13人以内とする。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- （1）学校教育関係者
- （2）社会教育関係者
- （3）家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （4）学識経験者

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員の互選により委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員長は、委員を代表し、委員の会議を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

（施行の細目）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例施行の際、現に委嘱又は任命されている委員は、第2条第2項の規定により委嘱又は任命された委員とみなす。

附 則（平成14年条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

番号	議案第20号	担当	教育総務部学校給食課
議案名	松原市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱及び任命について		
説明	<p>松原市立学校給食センター条例第5条第3項及び同条例施行規則第4条に基づき、松原市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱及び任命を行うもの。</p>		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

改正

昭和54年3月31日条例第9号

平成6年4月12日条例第13号

平成20年12月19日条例第27号

平成24年3月28日条例第8号

松原市立学校給食センター条例

(設置)

第1条 市立学校において実施される学校給食を効果的かつ能率的に処理するため、学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条の規定に基づき、本市に学校給食センター(以下「給食センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 松原市立学校給食センター

(2) 位置 松原市河合5丁目238番地

(業務)

第3条 給食センターは、教育委員会の指定する学校において実施される学校給食に関し、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 副食物の調理及び配送に関すること。

(2) 食器、食かん等の洗浄、消毒及び保管に関すること。

(3) その他教育委員会において必要と認めること。

(職員)

第4条 給食センターに所長その他必要な職員を置く。

(運営委員会)

第5条 給食センターに松原市立学校給食センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会は、学校給食に関する重要な事項を協議決定し、給食センターの運営について審議する。

3 運営委員会の委員は、教育委員会が委嘱する。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。(昭和47年規則第18号で昭和47年6月1日から施行)

附 則(昭和54年条例第9号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(平成6年条例第13号)

この条例は、平成6年5月9日から施行する。

附 則(平成20年条例第27号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第8号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

改正

昭和54年2月26日教育委員会規則第1号

平成元年7月31日教育委員会規則第21号

平成24年11月1日教育委員会規則第13号

平成30年8月9日教育委員会規則第3号

松原市立学校給食センター条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、松原市立学校給食センター条例（昭和47年条例第12号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき条例施行に関する必要な事項を定める。

(職員)

第2条 条例第4条に規定する松原市立学校給食センター（以下「給食センター」という。）に次の職員を置く。

- (1) 所長 1名
- (2) 職員 若干名

(職務)

第3条 所長は学校給食課長の命を受け、給食センターの業務を統括し職員を指揮監督する。

2 職員は、上司の命を受け業務に従事する。

(運営委員の選出)

第4条 条例第5条に規定する運営委員会の委員は次の各号に掲げる者のうちから委嘱し、又は任命する。

- (1) 市立関係学校長
- (2) 市立関係学校PTA代表
- (3) 教育委員会事務局職員
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(運営委員会の委員の定数及び任期)

第5条 運営委員の定数は20人以内とし、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会の役員及び役員の任務)

第6条 運営委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 1人

2 委員長及び副委員長は委員が互選する。

3 委員長は必要に応じて運営委員会を招集し、会務を総理する。

4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(運営委員会の庶務)

第7条 運営委員会の庶務は給食センターにおいて行う。

(管理)

第8条 給食センターの第10条に規定する使用対象者が行う目的外使用に係る管理については、次条から第18条までに規定するところにより、松原市教育委員会（以下「委員会」という。）が行う。

(調理実習室等の使用)

第9条 給食センター内の調理実習室又は会議室（以下「調理実習室等」という。）を使用する場合は、あらかじめ委員会の許可を得なければならない。

(対象者)

第10条 調理実習室等の使用対象者は、食育の推進等に調理実習室等を使用しようとする者で、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 松原市又は委員会が後援等をする事業を実施する団体

(2) 食育の推進等を行うことを目的とした市内に存する非営利団体

(使用時間)

第11条 調理実習室等の使用時間は、松原市の休日を定める条例第2条第1項に規定する市の休日を除く日の午前9時30分から午後4時までとする。

(使用申請)

第12条 調理実習室等を使用しようとするものは、使用希望日の3月前から7日前までの間に団体規約、活動報告書等を添えて松原市立学校給食センター施設使用許可申請書(様式第1号)により、委員会に申請しなければならない。

(使用許可)

第13条 調理実習室等の使用許可については、受付順により決定し、松原市立学校給食センター施設使用許可書(様式第2号)を交付する。

(権利譲渡の禁止)

第14条 使用者は、調理実習室等の使用許可を受けた目的以外に使用し、又は調理実習室等の使用に係る権利を譲渡してはならない。

(使用料)

第15条 調理実習室等の使用料は、無料とする。

(指示の厳守)

第16条 調理実習室等の使用については、委員会の指示に従わなければならない。

(原状回復)

第17条 使用者は、調理実習室等を使用後、速やかに使用前の原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第18条 使用者は、調理実習室等の使用中においてその責めに帰すべき理由により、建物、設備、器具等の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか給食センターの運営について必要な事項は教育長が

定める。

附 則

この規則は、昭和47年6月1日から施行する。

附 則（昭和54年教委規則第1号）

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（平成元年教委規則第21号）

この規則は、平成元年8月1日から施行する。

附 則（平成24年11月1日教委規則第13号）

この規則は、平成24年11月1日から施行する。

附 則（平成30年8月9日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

番号	議案第21号	担当	学校教育部教職員課
議案名	松原市立小学校及び中学校における令和2年度の第1学期及び第2学期並びに夏季休業日及び冬季休業日の変更について		
説明	<p>市内全小中学校長の同意を得て松原市校長会会長 田中繁校長より依頼がありましたので、松原市立学校の管理運営に関する規則第3条第1項の規定に基づき、第2条に規定する第1学期及び第2学期並びに夏季休業日及び冬季休業日の期間を以下のように変更します。</p>		
	変更前	変更後	
	<p>学期</p> <p>1学期 8月31日まで</p> <p>2学期 9月1日から</p> <p>休業日</p> <p>夏季休業日</p> <p>7月21日から8月31日まで</p> <p>冬季休業日</p> <p>12月25日から翌年1月7日まで</p>	<p>学期</p> <p>1学期 8月19日まで</p> <p>2学期 8月20日から</p> <p>休業日</p> <p>夏季休業日</p> <p>8月6日から8月19日まで</p> <p>冬季休業日</p> <p>12月26日から翌年1月4日まで</p>	
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

令和2年6月1日

松原市教育委員会
美濃 亮 教育長様

令和2年度学期及び休業日の変更について

松原市立学校の管理運営に関する規則（昭和32年12月）第3条に基づき、第2条に規定する第1学期、第2学期及び夏季休業日、冬季休業日を、令和2年度については下記の通りに変更することについて、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

なお、この件につきましては、令和2年5月27日松原市校長会議において松原市校長会会長である松原市立松原中学校長 田中 繁 に一任することについて、松原市立学校全22校の校長の同意を得ましたことを申し添えます。

（理由）新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて令和2年3月2日から令和2年5月31日まで市内全ての小中学校が臨時休校となったことにより授業時数を確保する必要があるため。

記

令和2年度	第1学期	4月1日から8月19日まで
	第2学期	8月20日から12月31日まで
	夏季休業日	8月6日から8月19日まで
	冬季休業日	12月26日から翌年1月4日まで

松原市校長会会長

松原市立松原中学校長

田中 繁



改正

昭和40年4月12日教育委員会規則第1号
昭和45年6月1日教育委員会規則第2号
昭和47年12月23日教育委員会規則第5号
昭和48年6月7日教育委員会規則第7号
昭和49年9月2日教育委員会規則第2号
昭和50年7月2日教育委員会規則第2号
昭和56年2月3日教育委員会規則第5号
昭和59年4月25日教育委員会規則第1号
昭和61年6月23日教育委員会規則第3号
平成5年1月26日教育委員会規則第1号
平成5年4月13日教育委員会規則第4号
平成8年3月1日教育委員会規則第1号
平成9年4月1日教育委員会規則第18号
平成11年5月18日教育委員会規則第10号
平成14年2月1日教育委員会規則第1号
平成15年3月28日教育委員会規則第14号
平成16年11月1日教育委員会規則第3号
平成18年7月28日教育委員会規則第4号
平成18年10月18日教育委員会規則第5号
平成20年2月20日教育委員会規則第3号
平成20年4月16日教育委員会規則第5号
平成21年1月30日教育委員会規則第1号
平成27年2月26日教育委員会規則第5号
令和元年11月22日教育委員会規則第3号

松原市立学校の管理運営に関する規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条に規定する松原市立の学校の管理運営の基本的事項について定めることを目的とする。

第2章 小学校及び中学校

(学期及び休業日)

第2条 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条に規定する小学校及び中学校（以下この章において「学校」という。）の学期及び休業日は、次のとおりとする。

(1) 学期

- ア 第1学期 4月1日から8月31日まで
- イ 第2学期 9月1日から12月31日まで
- ウ 第3学期 1月1日から3月31日まで

(2) 休業日

- ア 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
- イ 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで
- ウ 春季休業日 3月25日から4月7日まで

2 校長は、特に必要と認めるときは、教育委員会の承認を受けて別に休業日を定めることができる。

(学期又は休業日の変更)

第3条 校長は、学期又は休業日を変更しようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

2 校長は、学芸会、運動会等の学校行事を休業日に行うための変更については教育委員会に届け出るものとする。

(教諭(指導専任))

第3条の2 学校に、任用の期限を付さない講師を置くことができる。

2 前項の講師の職名は、教諭(指導専任)とする。

3 第1項の講師は、学校教育法第37条第11項(同法第49条において準用する場合を含む。)に規定する講師の職務を行う。

(職員会議)

第3条の3 学校に、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置くことができる。

2 職員会議においては、校務に関する事項について教職員間の意思疎通、共通理解の促進、教職員の意見交換等を行う。

3 校長は、職員会議を招集し、主宰する。

(学校評議員)

第3条の4 学校に、学校評議員を置くことができる。

2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。

3 学校評議員は、当該学校の職員以外のもので教育に関する理解及び識見を有するものの中から、校長が委嘱する。

(首席)

第3条の5 小学校及び中学校に首席を置くものとし、主幹教諭をもつて充てる。ただし、特別の事情のあるときは、この限りでない。

2 首席は、教諭、養護教諭及び栄養教諭のうちから、大阪府教育委員会が命ずる。

3 首席は、校長の学校運営を助け、その命を受け、一定の校務を整理し、生徒の教育をつかさどる。

4 首席の職務に関する事項は、教育委員会が別に定める。

(指導教諭、指導養護教諭及び指導栄養教諭)

第3条の6 小学校及び中学校に指導教諭、指導養護教諭又は指導栄養教諭を置く。ただし、特別の事情のあるときは、この限りでない。

2 指導教諭、指導養護教諭及び指導栄養教諭は、それぞれ教諭、養護教諭及び栄養教諭のうちから、大阪府教育委員会が命ずる。

3 指導教諭は生徒の教育をつかさどり、指導養護教諭は生徒の養護をつかさどり、指導栄養教諭は生徒の栄養の管理及び指導をつかさどり、それぞれ専門的な知識や経験を活

用し、教職員の指導力の向上を図る。

- 4 指導教諭、指導養護教諭及び指導栄養教諭の職務に関する事項は、教育委員会が別に定める。

(教務主任等)

第4条 学校に、教務主任、学年主任及び保健主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、この限りでない。

- 2 小学校に、生徒指導主事を置くことができる。

- 3 中学校に、生徒指導主事及び進路指導主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、この限りでない。

- 4 学校に司書教諭を置く。ただし、学級数が11以下の学校にあつてはこの限りでない。

(教務主任等の職務)

第4条の2 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

- 2 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

- 3 保健主事は、校長の監督を受け、学校における保健に関する事項を管理し、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

- 4 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

- 5 進路指導主事は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

- 6 司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館に係る専門的職務に従事する。

(教務主任等の発令)

第4条の3 保健主事は、教諭又は養護教諭のうちから、校長の意見を聴いて、教育委員会が命ずる。

- 2 生徒指導主事及び進路指導主事は、教諭のうちから、校長の意見を聴いて、教育委員会が命ずる。

- 3 教務主任、学年主任は教諭のうちから、司書教諭は司書教諭講習を終了し有資格者となつた教諭のうちから、校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。

(その他の主任等)

第4条の4 学校に、第4条に規定する教務主任等のほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。

- 2 前項に規定する主任等は、教諭のうちから、校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。

(主幹)

第4条の5 学校に、主幹を置くことができる。

- 2 主幹は、事務職員をもつて、これに充てる。

- 3 主幹は、上司の指揮を受け、担当事務を掌理する。

(主査)

第4条の6 学校に、主査を置くことができる。

- 2 主査は、事務職員及び学校栄養職員をもつて、これに充てる。

3 主査は、上司の指揮を受け、担当事務を処理する。

(副主査)

第4条の7 学校に、副主査を置くことができる。

2 副主査は、事務職員及び学校栄養職員をもつて、これに充てる。

3 副主査は、上司の指揮を受け、主査に準ずる担当事務を処理する。

(主事)

第4条の8 学校に主事を置くことができる。

2 主事は、事務職員をもつて、これに充てる。

3 主事は、上司の指揮を受け、事務に従事する。

(技師)

第4条の9 学校に、技師を置くことができる。

2 技師は、学校栄養職員をもつて、これに充てる。

3 技師は、上司の指揮を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる。

第4条の10 第3条の2、第4条及び第4条の4から前条までに定めるもののほか、必要な職は別に定める。

(校長の専決事項)

第5条 校長の専決事項は、この規則の他の条項に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 校長及び所属職員の出張、休暇その他サービスの処理に関すること。

(2) その他教育委員会の指示する事項の処理に関すること。

2 校長は、前項各号に掲げる事項のうち、重要又は異例であると認められる事項の処理については、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

3 校長の専決する事項について、校長が不在のときは、教頭が当該事項を代決することができる。

4 前項の代決については、松原市教育委員会事務代決及び専決規程（昭和48年教委規程第1号）に規定する代決の例による。

(施設及び設備の保持)

第6条 校長は、学校の施設及び設備を常に最良の状態に保持するように努めなければならない。

(警備及び防災計画)

第7条 校長は、学校の警備及び防災の計画を定め、教育委員会に報告しなければならない。

2 前項に規定する計画には、特に児童及び生徒（以下「生徒等」という。）の安全を確保するための措置が講ぜられていなければならない。

(施設及び設備の損傷又は亡失)

第8条 学校の施設及び設備を著しく損傷し、若しくは亡失し、又は設備が使用に耐えなくなつたときは、校長は、その理由を具して教育委員会に報告しなければならない。

(施設及び設備の貸与)

第9条 学校の施設及び設備の貸与は、校長の意見を聴き、教育委員会が許可する。ただし、定例軽易な事項については、校長が許可することができる。

第10条 削除

(感染症等発生の報告)

第11条 学校内及び当該学校の通学区域内に感染症が発生したときは、校長は、速やかに教育委員会に報告しなければならない。職員及び生徒等に中毒その他の集団的疾患、傷害、死亡等の事故が発生したときも同様とする。

(学級編制)

第12条 校長は、毎年翌学年の学級編制の原案を教育委員会に提出しなければならない。学年の中途において学級編制に変更の必要が生じたときも同様とする。

2 校長は、教育委員会の指示に基づいて学級を編制しなければならない。

(教育課程)

第12条の2 校長は、毎年学年初めに、教育課程を教育委員会に届け出なければならない。

(教育指導の計画)

第13条 校長は、次の各号に掲げる事項について、毎年学年初めに、教育委員会に報告するものとする。

- (1) 学校経営の重点
- (2) 学習指導及び生徒指導の重点
- (3) 健康管理の指導の重点
- (4) 日課表
- (5) 校務分掌
- (6) 行事予定表
- (7) 教職員の研修計画

(教材の取扱)

第14条 校長は、教材及び教具の選定に当たっては、その教育上の効果及び保護者の経済的負担について十分配慮しなければならない。

第15条 校長は、教科書の発行されていない教科について主たる教材として図書を使用するときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

第16条 校長は、学年又は学級全員に教材として、次に掲げるものを使用するときは、あらかじめその書名、定価等を教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 教科書と併用して継続的に学習の用に供する副読本、問題集、解説書その他これらに類するもの。
- (2) 学習の課程又は夏季休業日、冬季休業日等に長期にわたって使用する学習帳、その他これらに類するもの。

(遠足等の実施)

第17条 校長は、遠足等の校外における学校行事（次条に規定するものを除く。）を実施しようとするときは、あらかじめその計画を教育委員会に届け出なければならない。

(宿泊を要する学校行事の実施)

第18条 校長は、宿泊を要する学校行事を実施しようとするときは、あらかじめその計画を教育委員会に届け出なければならない。

(性行不良による出席停止)

第19条 校長は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であつて他の児童生徒の教育に妨げがあると認める児童生徒があるときは、教育委員会に報告又は出席停止についての意見の具申をしなければならない。

- (1) 他の児童生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為

- (2) 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
 - (3) 施設又は設備を破損する行為
 - (4) 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為
- 2 前項の規定による出席停止の命令は、次の各号に定める手続きにより教育委員会が命ずる。
- (1) あらかじめ該当児童生徒及び保護者の意見を聴取する。
 - (2) 理由及び期間を記載した文書を保護者に交付する。
- 3 校長は、教育委員会の指示に基づいて、出席停止の命令に係る児童生徒の出席停止の期間における学習の支援その他教育上必要な措置を講じなければならない。
- (対外運動競技への参加)

第20条 小学校においては、対外運動競技に学校教育活動として参加しないものとする。ただし、市又は隣接する市町村程度の地域内における対外運動競技については、学校運営及び児童の心身の発達からみて無理のない範囲で参加することができる。

- 2 中学校においては、府内で行われる対外運動競技に学校教育活動として参加することができる。ただし、近畿大会及び全国大会については、次に定めるところによりそれぞれ年1回に限り参加することができる。
- (1) 宿泊を要しない場合 校長は教育委員会に届け出ること。
 - (2) 宿泊を要する場合 校長は教育委員会の承認を受けること。
- 3 前2項の対外運動競技とは、国、地方公共団体若しくは学校体育団体の主催又はこれらと関係競技団体の共同主催で開催される大会とする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、体力に優れ競技水準の高い生徒については、広く国民のうちから競技水準の高いものを選抜して行う全国大会に参加することができる。
- 5 学校教育活動以外の運動競技会に児童・生徒が参加するに当たっては、校長は、保護者に対し適切な指導をするとともに参加の状況を把握しなければならない。

第3章 幼稚園

(休業日)

第21条 松原市立幼稚園条例（昭和30年松原市条例第17号）第4条に規定する幼稚園の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
- (2) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで
- (3) 年末休業日 3月25日から4月10日まで

(規定の準用)

第22条 第3条、第3条の2、第6条ないし第9条、第12条ないし第14条、第17条及び第18条の規定は、幼稚園にこれを準用する。

(総括主任教諭等)

第23条 幼稚園に総括主任教諭及び主任を置くことができる。

- 2 総括主任教諭は、幼稚園の教諭のうちから、別に定める試験又は選考により、教育委員会が命ずる。
- 3 総括主任教諭は、園長を補佐し、その命を受けて、所属職員を指導するほか園務をつかさどる。

4 主任は、総括主任教諭その他上司の命を受けて、園児の教育に従事する。

(園長の専決事項)

第24条 園長の専決事項は、この規則の他の条項に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 園長の府内及び宿泊を要しない出張に関すること。

(2) 所属職員の府内及び宿泊を要しない出張、休暇、欠勤等の処理に関すること。

(3) その他、教育委員会の指示する事項の処理に関すること。

2 前項各号に掲げる事項のうち、異例にわたる事項の処理については、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

3 園長が専決する事項について、園長が不在のときは、総括主任教諭が当該事項を代決することができる。

4 前項の代決については、松原市教育委員会事務代決及び専決規程（昭和48年教委規程第1号）に規定する代決の例による。

(感染症等発生の報告)

第25条 幼稚園内に感染症が発生したときは、園長は、速やかに教育委員会に報告しなければならない。職員又は園児等に中毒その他集団的疾患、傷害、死亡等の事故が発生したときも同様とする。

(入園、休園、退園及び停園)

第26条 保護者は、幼児を幼稚園に入園させようとするときは、入園願を園長に提出しなければならない。

第27条 保護者は、疾病その他の理由で園児が長期にわたり出席することができないときは、園長に休園願を提出しなければならない。

第28条 保護者は、疾病その他やむを得ない理由のために園児を退園させようとするときは、園長に退園願を提出しなければならない。

第29条 園長は、次の各号のいずれかに該当する園児を退園又は停園させることができる。

(1) 感染症にかかり、又はそのおそれのある者

(2) 1月以上無届で欠席する者

(3) 保育上不相当と認める者

(入退園者等の報告)

第30条 園長は、入園、退園及び停園等の処置をしたときは事由を具し、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

(証書の授与)

第31条 園長は、幼稚園を卒園する園児に、その出席の状況を考査して証書を授与する。

第4章 雑則

(施行細則)

第32条 この規則の施行に関し、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和40年教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

附 則（昭和45年教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年教委規則第5号）

この規則は、昭和48年1月1日から施行する。

附 則（昭和48年教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年教委規則第2号）

この規則は、昭和49年9月1日から施行する。

附 則（昭和50年教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年5月1日から適用する。

附 則（昭和56年教委規則第5号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正後の松原市立学校の管理運営に関する規則（以下「改正後の規則」という。）に規定する教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事及び進路指導主事の職務に相当する職務を教育委員会又は校長から命じられている者は、昭和56年3月31日までの間、改正後の規則により、教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事及び進路指導主事にそれぞれ命じられたものとみなす。

附 則（昭和59年教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則（平成5年教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年教委規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年教委規則第10号）

この規則は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則（平成14年教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、平成14年1月11日から適用する。

附 則（平成15年教委規則第14号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年教委規則第3号）

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成18年教委規則第4号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成18年教委規則第5号）

この規則は、平成18年11月1日から施行する。

附 則（平成20年教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年教委規則第1号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月26日教委規則第5号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和元年11月22日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

番号	議案第 2 2 号	担当	福祉部子ども未来室				
議案名	令和 2 年度の松原市立幼稚園における夏季休業日の変更について						
説明	<p>市立幼稚園長の同意を得て、松原市園長会会長 長野友香園長より依頼がありましたので、松原市立学校の管理運営に関する規則第 3 条第 1 項、第 2 2 条の規定に基づき、第 2 1 条に規定する夏季休業日の期間を以下のように変更します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季休業日 7 月 21 日から 8 月 31 日まで</td> <td>夏季休業日 8 月 1 日から 8 月 20 日まで</td> </tr> </tbody> </table>			変更前	変更後	夏季休業日 7 月 21 日から 8 月 31 日まで	夏季休業日 8 月 1 日から 8 月 20 日まで
	変更前	変更後					
夏季休業日 7 月 21 日から 8 月 31 日まで	夏季休業日 8 月 1 日から 8 月 20 日まで						
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。						

令和2年6月16日

松原市教育委員会
美濃 亮 教育長様

令和2年度松原市立幼稚園における夏季休業日の変更について

松原市立学校の管理運営に関する規則（昭和32年12月）第3条第1項および第22条に基づき、第21条に規定する松原市立幼稚園の夏季休業日を、令和2年度について下記の通りに変更することについて、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

なお、この件につきましては、令和2年5月25日松原市園長会において園長会会長である四つ葉幼稚園 長野 友香 に一任することについて、松原市立幼稚園長全員の同意を得ましたことを申し添えます。

（理由）新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて令和2年5月31日まで市内全ての市立幼稚園が臨時休園となったことにより教育週数を確保する必要があるため。

記

令和2年度 夏季休業日 令和2年8月1日から8月20日まで

松原市立園長会会長
四つ葉幼稚園長

長野 友香



番号	議案第23号	担当	市民協働部いきがい学習課
議案名	松原市公民館運営審議委員の委嘱及び任命について		
説明	<p>新年度において各団体の役員体制の変更に伴い、当市に推薦された委員の変更があったため、新たに推薦を受けた委員の残任期間の委嘱及び任命をおこなうもの。</p>		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

松原市立公民館運営審議委員 委員名簿

令和2年9月30日まで

番	氏名	役職または所属	選任区分	備考
1	<u>いそだ やすし</u> <u>磯田 康俊</u>	松原市立松原西小学校 校長	学校教育関係者	
2	<u>さかもと としひこ</u> <u>阪本 敏彦</u>	松原市立松原第六中学校 校長		
3	<u>ふじの よしひで</u> <u>藤野 喜嗣</u>	松原市PTA協議会 副会長	社会教育関係者	
4	まつした のぶ子 松下 のぶ子	松原市こども会育成連絡協議会 理事		
5	かの ゆみこ ○加野 弓子	松原市文化連盟 会長		
6	やまもと ゆきこ 山本 幸子	元松原市地域婦人団体協議会理事		
7	なかさき りえ 中崎 理恵	公民館利用代表者		
8	ひがしだ きょうこ ◎東田 京子	元PTA役員	家庭教育の向上に 資する活動を行う者	
9	わたなべ たつみ 渡辺 辰美	松原市民生委員児童委員協議会 副 会長	学識経験者	
10	しみず じつどう 清水 實道	公民館利用代表者		

※◎・・・委員長 ○・・・副委員長

※下線部が新たに委嘱する委員

改正

平成14年3月29日条例第15号

松原市立公民館運営審議会条例

松原市立公民館運営審議会委員の定数、任用、費用弁償に関する条例（昭和30年条例第38号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 本市に社会教育法（昭和24年法律第207号）第29条に規定する松原市立公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（審議会の委員）

第2条 審議会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- （1） 学校教育関係者
- （2） 社会教育関係者
- （3） 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （4） 学識経験者

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

（委員長及び副委員長）

第4条 審議会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長及び副委員長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

（会議）

第5条 審議会は、委員長が招集し、自ら議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、同一事件につき再度招集してもなお半数に達しないときは、この限りでない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（施行の細目）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例施行の際、現に委嘱又は任命されている委員は、第2条第2項の規定により委嘱又は任命された委員とみなす。

附 則（平成14年条例第15号）
この条例は、公布の日から施行する。